

「はあと・フレンズ・プロジェクト推進事業」運營業務委託仕様書

1 委託業務名

「はあと・フレンズ・プロジェクト推進事業」運營業務委託

2 背景・目的

障害のある人にとって、就労は社会参加及び社会的自立の観点から重要な役割を果たしている。

京都市（以下「甲」という。）では、障害者就労施設で働く障害のある人の工賃水準向上をはじめとする福祉的就労の底上げ、市民・企業による障害者就労の理解促進及び一般企業での障害のある人の雇用機会の創出を図ることを目的とする施策に取り組んでいる。

「はあと・フレンズ・プロジェクト推進事業」（以下「本事業」という。）は、その重要施策の一つとして位置付けられ、平成23年度から授産製品の展示販売店舗「はあと・フレンズ・ストア」（以下「店舗」という。）を拠点に、「企業連携」、「施設間連携」、「市民協働」の3つの柱を核として、新商品開発、出張・委託販売等による販路拡大、障害者就労施設職員を対象とする研修会、授産製品の普及・販売活動等に取り組み、工賃向上をはじめとする福祉的就労の底上げに大きく貢献してきたところである。

しかし、その一方で、障害者就労施設（京都府内）における令和2年度の一人当たりの月額平均工賃（就労継続支援B型事業所）は、15千円台に留まっており、今後、更なる工賃向上に向けた支援が必要となっている。

このため、本事業で実施してきた業務の進捗状況や効果の評価等の分析を行い、数値目標（令和4年度年間売上目標額：11,800,000円）及びそれを達成するために必要な対策を講じ、福祉的就労の更なる促進を図る。

令和4年度は、広い公民連携の体制構築と、コミュニティ形成を行い、本事業の売り場を本事業の拠点となる店舗に留まらず、他店舗に広げ、販路パートナーを増やしていく。とりわけ、地域企業（※）等との連携を重視し、地域で愛着を持って支持される事業づくりを目指す。

（※）企業の規模に関わらず、市内に本店又は主たる事務所を有し、地域に根ざして活動される事業者。

3 定義

（1）障害者就労施設（以下「福祉施設」という。）

市内にある障害者総合支援法第5条に規定する障害福祉サービスを提供する就労継続支援事業所等

（2）授産製品（以下「ほっとはあと製品」という。）

障害のある人が福祉施設で製作した製品

※ 京都では、「ほっとはあと製品」と呼んでいる。

4 委託業務内容

(1) 店舗に関すること

ほっとはあと製品販売等の拠点となる店舗の維持管理及び運営等を行うこと。

店舗の概要は以下のとおり（令和4年2月1日現在）。

○所在地	京都市中京区中之町565-15
○建物構造	木造瓦葺2階建
○建物面積	延べ65.0㎡ (1階:33.4㎡ 2階:31.6㎡)
○賃貸方法	定期建物賃貸借契約 ※ 平成28年3月1日～令和8年2月28日（10年間） 賃料（月額）200,000円（税抜き）

ア 店舗の賃貸契約

・店舗は、受託事業者（以下「乙」という。）の名義で貸主（※）と本物件の定期建物賃貸借契約を締結し、毎月、賃料を支払うこと。

※ 貸主情報は、追って甲から乙に伝える。

・乙は、店舗を転貸ししたり、本事業の目的以外に使用してはいけない。

イ 店舗の維持管理

・店舗内の定期清掃、安全対策を行うこと。

・店舗内の什器、備品、光熱水費等に係る経費は乙が支払うこと。

・店舗内の内装工事は乙が行うこと。

ウ 店舗の営業時間等

・営業時間は、原則、午前11時から午後6時30分とする。

・毎週水曜日及び年末年始（12/29～1/3）は休業とする。

なお、営業時間等の変更、臨時休業等を行う場合は、緊急でやむを得ない場合を除き、必ず、事前に甲と協議を行うこと。

(2) ほっとはあと製品の販売に関すること

ア 店舗等での販売

(ア) 乙は、福祉施設とほっとはあと製品の販売委託に係る覚書を結び、当該福祉施設から販売委託を受けたほっとはあと製品を販売し、販売したほっとはあと製品の売上金（販売価格の売上の総計）は、別途、甲に報告すること。

ほっとはあと製品については、原則、市内福祉施設の商品を取り扱うこととし、当該商品のみでは品揃えが不十分であるなどの場合は、市外福祉施設の商品も取り扱うことができる。取扱比率については、本事業の目的に鑑みて十分留意することとし、適宜、甲乙で情報共有・協議を行い検討することとする。

また、売上金（消費税及び地方消費税相当額を含む。）に係る福祉施設の精算額については、売上金に市内福祉施設の場合は80%を、また、市外福祉施設の場合は70%をそれぞれ乗じた金額とし、差額（税抜）については、販売経費相当額として、本市に納入すること。

福祉施設への精算については、販売数・売上金額等を月末で締めたいえ、速やかに乙から福祉施設に報告し、翌月末までに精算すること。

(イ) ほっとはあと製品の在庫管理、棚卸、発送及び売上等の管理を行うこと。

イ 企業等との委託販売

乙は、現在、ほっとはあと製品の販売委託を行っている以下の企業等と販売委託に係る覚書を結び、ほっとはあと製品を納品すること。委託販売したほっとはあと製品の売上金は、別途、甲に報告すること。

なお、売上金に係る精算額の取扱は、前記アに準ずる。

・公益財団法人 京都市都市緑化協会

販売場所：梅小路サテライト店

・株式会社 京都ホテル

販売場所：からすま京都ホテル内 テイクアウトショップ レックコート

ウ 小売店等への卸販売

乙は、福祉施設とほっとはあと製品の卸販売に係る覚書を結び、当該福祉施設のほっとはあと製品を小売店等へ卸販売し、卸販売による売上金（卸価格の売上の総計）は、別途、甲に報告すること。

取扱商品については、市内福祉施設のほっとはあと製品のみとする。

また、売上金（消費税及び地方消費税相当額を含む。）に係る福祉施設の精算額については、売上金に95%を乗じた金額とし、差額（税抜）については、販売経費相当額として、本市に納入すること。

福祉施設への精算については、販売数・売上金額等を月末で締めたいえ、速やかに乙から福祉施設に報告し、翌月末までに精算すること。

エ インターネット販売

新型コロナウイルス感染拡大の影響を踏まえ、インターネットを活用した販売促進を重視することから、お客様の声の把握に努め、事業効果の高い企画運営をすること。とりわけ、開始して以来、売上の低迷が続いているため、売上の向上に努めること。

乙は、福祉施設とほっとはあと製品のインターネット販売委託に係る覚書を結び、当該福祉施設からインターネット販売委託を受けたほっとはあと製品を販売し、売上金（販売価格の売上の総計）は、別途、甲に報告すること。

取扱商品については、市内福祉施設のほっとはあと製品のみとし、取扱商品数については、甲乙協議の下、定めることとする。

また、売上金に係る福祉施設の精算額については、売上金（消費税及び地方消費税相当額を含む。）に80%を乗じた金額から、インターネット販売に要したサービス利用料等の各種経費を差し引いた金額とし、

差額（税抜）については、販売経費相当額として、本市に納入すること。

福祉施設への精算については、販売数・売上金額等を月末で締めたいえ、速やかに乙から福祉施設に報告し、翌月末までに精算すること。

オ オリジナル商品の受注販売

乙は、企業等から、オリジナル商品等の発注があり、1つの福祉施設のみで作成できない場合は、商品の生産をコーディネートし、売上金（販売価格の売上の総計）は、別途、甲に報告すること。

売上金（消費税及び地方消費税相当額を含む。）に係る福祉施設の精算額については、売上金に90%をそれぞれ乗じた金額とし、差額（税抜）については、販売経費相当額として、本市に納入すること。

カ その他の販売

企業や各種イベントへの出展（出張販売）機会の創出等の多様な販売方法により、ほっとはあと製品の販路拡大に努めること。

【参考】令和3年度主な出展イベント等

- ・はあと・フレンズ・ストア×西陣織会館（令和3年6月19日、20日）
- ・ドリームナイト・アット・ザ・ズー（10月2日）
- ・高雄もみじちゃん祭り（11月6日、7日）
- ・くいしんぼうマルシェ（12月9日）

（3）ほっとはあと製品の開発支援に関すること

福祉施設等から提案されたアイデアの商品化に関する助言等を行い、授産活動の活性化を図ること。

ア 商品相談会の開催

ほっとはあと製品の商品化に伴う相談支援を、店舗のスペースや福祉施設訪問等により、福祉施設における商品力、ブランド力の強化を支援すること。

なお、商品相談会は、適宜、開催すること。

イ 公募による新商品の募集

店舗内イベント、委託販売等の趣旨にあったほっとはあと製品の募集を行い、福祉施設における新商品開発に対するモチベーションの向上を図ること。

ウ 商品を開発する際の配慮

商品を開発するに当たっては、商品及び包装等において、「京都市プラスチックごみ削減のための啓発物品調達方針」の趣旨を踏まえ、環境に配慮した商品の開発に努めること。

また、京都の伝統産業とのコラボレーション、アップサイクルによる商品開発など、地域の資源を活用し、京都らしい商品の開発に努めること。

エ その他の支援

その他、工賃向上に資する商品開発に関する取組の支援を行うこと。

なお、商品開発に関する取組の支援を行った場合、当該企業等に対し、当該商品の販売やプロモーションの際に本事業とのコラボレーション企画であることを周知していただくよう協力依頼に努めること。

(4) 障害者優先調達の推進に関する業務

企業等からの物品等の発注を福祉施設にあっせん又は仲介する等、福祉施設からの調達に必要な業務を行うこと。

ア 発注の問合せや相談に対し、求められる商品や対応可能な福祉施設の情報提供、取次ぎ及び発注者と福祉施設間の調整を行い、受注に向けて必要な支援を行うこと。

イ 上記アにより発注が実現した場合、ほっとはあと製品の売上金に係る精算については、上記(2)アに準ずる。

(5) 情報発信に関すること

本事業のホームページ(※)、SNS等、多様な広報媒体を活用し、ほっとはあと製品をはじめ、イベントの出展や会議(後記)の内容等、本事業に関連した取組を広く周知すること。ホームページは週に一度、それ以外の媒体も二週間に一度は更新すること。

とりわけ、継続的に購入いただいているお客様等から、SNS等を通じて、製品等に関する情報を拡散いただき、新たな顧客づくりにつながるような工夫をすること。

なお、効果的に情報発信している事例について常に情報収集し、情報発信の強化に努めること。

※ 「はあと・フレンズ・ストア」専用ホームページ

<http://kyoto-heartfriends.com/>

上記のホームページについては、維持・管理業務の受注者に対し、乙が更新依頼をすること。

お知らせは一週間に一度、ストア通信を掲載し、お客様の声や商品のPR、福祉施設の情報など、新着情報を発信すること。

(6) 能力向上研修等の実施に関すること

福祉施設職員を対象に、ほっとはあと製品の開発、販路拡大等に必要な知識や技術を身に付けることを目的として、研修会等の開催や専門家派遣等を必要に応じて行い、福祉施設職員の能力向上を図ること。

(7) 会議の開催に関すること

事業の円滑な運営、福祉施設への情報提供等のために必要な会議を定期的
に開催すること。

ア 定例会の開催

乙は、福祉施設に対し、イベント情報、ほっとはあと製品の募集等の
情報提供等やはあと・フレンズ・ストアの運営や商品開発等に関する意
見交換を行うことを目的に定例会（原則、毎月開催）を開催すること。

イ 運営会議の開催

乙は、運営会議の開催に向けて、毎月のほっとはあと製品の売上実績、
売れ筋商品やお客様の声の分析、販売計画、福祉施設との協議内容等
について福祉施設や商品ごとの情報を書面によりまとめ、毎月、甲との協
議の場（運営会議）を開催し、情報共有及び協議をすること。

なお、必要に応じて外部の専門家に適宜アドバイスを求めるなど、
常に運営の改善に努めること。

ウ その他、本事業を円滑に運営するために必要な会議の開催

(8) 店舗等における障害のある方の販売実習に関すること

障害のある方の就労スキルを向上するため、店舗等において販売実習を
行う機会を設けるよう努めること。

実習生の選定方法、実習内容及び実習日時等については、甲乙協議のう
え決定し、実施する。

(9) 販売促進関連情報のデータベース化及び分析、活用

各福祉施設との商品開発や改善に関する協議や、商品に関する基礎知識
（価格や売上高、写真、購買層、納期、ロット、ストーリー等）やお客様
の声などを集約化し、甲と共有すること。

データベース化した情報を分析し、販売先の増加や売上の向上につなげ
ること。会員施設へのヒアリングは継続的に行い、データのブラッシュア
ップに努めること。

(10) 大学等との連携

新たなあるいは既存のほっとはあと製品の企画やデザイン、販路開拓等
について、大学等との積極的な連携を図り、市場のニーズを意識した商品
開発や売上の向上に努め、甲と共有すること。

5 委託期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

6 従事職員の要員体制

(1) 業務統括に係る人員確保

ア 本事業を統括する管理責任者を1名配置すること。

イ 管理責任者は、下記の(2)から(4)の各従事職員をモニタリングし、適切な助言指導を行うとともに、以下について対応すること。

- ・本事業の連絡窓口として関係機関及び福祉施設等の要請及び購入者からの苦情等に対し、迅速に対応すること。

- ・本事業の実施において、問題等が生じた場合、状況を把握したうえで、速やかに甲に連絡すること。

(2) 店舗運営に係る人員確保

ア 店舗責任者を1名配置すること。

イ 店舗営業その他販売等に係る勤務体制は、店舗運営の実情に応じた配置とすること。

(3) 企業等開拓に係る人員確保

前記4(2)イ及びウにおいて、企業訪問等を行う企業等開拓員を1名以上配置すること。

(4) 事業企画・運営に係る人員確保

能力向上研修の実施や専門家派遣等の事業の企画・運営を行う職員を1名以上配置すること。

(5) 兼務について

上記(1)から(4)に係る人員については兼務を妨げない。

ただし、業務の運営に支障を来さないよう留意すること。

7 実績報告書

乙は、当該年度の事業終了後1箇月以内に別記様式(「はあと・フレンズ・プロジェクト推進事業」実績報告書)を甲に提出すること。

8 業務資料

乙は、前記7の実績報告書の内容が確認できる書類として、労働者名簿、賃金台帳、業務日誌等を事業終了後5年間保存しておかなければならない。

9 ほっとはあと製品の売上額目標値

本契約期間のほっとはあと製品の売上目標額を11,800,000円(消費税及び地方消費税相当額を含む。)と定める。

乙は、本仕様書に基づき、誠意をもって業務を遂行し、上記の売上目標額

の達成に努めなければならない。

10 委託料

(1) 基本委託料

本事業の業務の遂行に要する予定費用を16,002,000円(消費税及び地方消費税相当額を含む。)以内とする。

基本委託料の支払いについては、原則、実績報告書の提出後の乙からの請求に基づく後払いとするが、乙から申し出があった場合は概算払いとすることができる。

(2) 追加委託料(売上目標額の超過分に要した経費)

前記9の目標額を超える売上を達成した場合、甲は、乙に対し、当該超過売上に要した経費について、450,000円(消費税及び地方消費税相当額を含む。)を上限に委託料の追加払い(※)を行う。

なお、追加委託料に係る実績報告書については、甲が別途、乙に指示するとし、実績報告書の提出後の乙からの請求に基づく後払いとする。

※ 前記9で記載している売上目標額を超える売上金額の20%(税込)を乗じた金額とする。

11 その他留意事項

- (1) 甲は、本事業の執行状況について検査を行い、又は必要な資料の提出を求めることができるものとし、乙はこれを拒むことはできない。
- (2) 乙は、事業実施中、事故が生じたときは、直ちに甲に通知し、その状況及びこれに対する処置について、遅滞なく書面で報告しなければならない。
- (3) 本仕様書において定めがない事項については、甲乙協議のうえ定めることとする。

(参考)

1 取扱福祉施設数

市内	市外(内数:東北)	合計
63箇所	60箇所(14箇所)	123箇所

※ 令和3年12月末現在

2 店舗等でのほっとはあと製品の年間売上

平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度(※)
10,644千円	23,415千円	11,796千円	4,484千円

※ 令和3年12月末現在

(別記様式)

「はあと・フレンズ・プロジェクト推進事業」実績報告書

(あて先) 京都市長 門川 大作

(法人名)

(代表者名)

下記のとおり、「はあと・フレンズ・プロジェクト推進事業」の実績について、報告します。

記

1 事業の実施結果 (別紙添付可)

--

2 本事業に要した経費の内訳 (別紙添付可)

(収入の部)

科目	金額 (円)	備考
計 (A)		

(支出の部)

科目	金額 (円)	備考
計 (B)		
収支差額 (A - B)		

3 その他

--